



SNSを利用した勧誘による消費者被害を 無くすために実現すべきことは？

2024

6 /

8

土

13:30～15:30

(開場13:00)

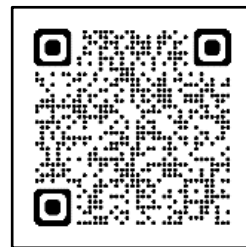
兵庫県弁護士会館 4階講堂

参加費無料 & オンライン(Zoom)視聴も可

※録画・録音は禁止とさせていただきます

申込方法

下記URLまたは右のQRコードからお申込みください
<https://tayori.com/s/20240608/>



申込〆切

2024年6月6日(木)

Zoom参加希望の方には、ZoomウェビナーのURLを
申込時に登録されたメールアドレス宛にお知らせいたします

プログラム

1. SNSを通じた投資詐欺（劇場型）～日弁連作成YouTube動画～
2. 現在なされている法改正提言の紹介
(兵庫県弁護士会弁護士)
3. 基調講演 岡田崇弁護士
(弁護士 令和3年度大阪弁護士会消費者保護委員会委員長、
インターネット詐欺被害対策会議共同代表)
4. パネルディスカッション
(岡田弁護士、兵庫県立消費生活総合センター職員、兵庫県弁護士会弁護士)

FacebookやX（旧ツイッター）、Instagramなどの、SNS（ソーシャルネットワークサービス）で表示された広告やダイレクトメールをきっかけとする、投資被害やロマンス詐欺が急増しています。性別・年齢を問わず多くの人が被害に遭い、被害額も多額です。有名人の「なりすまし広告」が野放しにされている現状への対策を求める活動や報道も増えてきました。本シンポジウムではSNSを利用した消費者被害の勧誘方法や被害の実態を紹介すると共に、法改正に向けた提言、被害減少に向けた今後の課題について一緒に考えていきたいと思います。

会場地図



神戸市中央区橘通1-4-3

※会場へは公共交通機関をご利用ください。

主催：兵庫県弁護士会

後援：兵庫県

認定NPO法人ひょうご消費者ネット



兵庫県弁護士会
イメージキャラクター
「ヒマリオン」

問合せ先 兵庫県弁護士会

電話 078-341-8227